

令和5年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、桜井市ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「委託者」という。）と一般社団法人奈良県医師会（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 委託者は、特定健康診査及び特定保健指導を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 委託者が受託者に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、受託者の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 前項の実施機関に変更を加える場合については、受託者は、委託者の定める方法により委託者に報告するものとする。

4 特定健康診査の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間のうち、各市町村が指定した期間とする。

5 特定健康診査は、各市町村が指定した期間内において、医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うものは個別健診として行い、医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うものは集団健診として行うものとする。

6 特定健康診査において、委託者は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

7 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が終了後速やかに、受診した者に説明するとともに、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、委託者の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である奈良県国民健康保険団体連合会への送付を行うものとする。但し、受診した者が、実施機関による実施結果の説明を不要とした場合、実施機関はその説明を省略することができる。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び委託者の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び委託者の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下、「特定保健指導利用券等」という。）を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

3 前年度に特定健康診査を実施した者については、その結果に基づき、令和5年6月30日までに初回面接を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）するまで対象とする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

（消費税法改正に伴う委託料の取扱い）

第6条 この契約において、消費税法改正により消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率」という。）が変更になった場合、消費税率変更後に実施した特定健康診査及び特定保健指導は変更後の税率により計算する。なお、この結果生じた円未満端数は切り捨てにより一円単位とする。

（委託料の請求）

第7条 受託者若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 前項における結果（特定健康診査については国が示す特定健康診査受診結果通知表及び標準的な質問票の内容、並びに保険者独自の追加健診項目及び受診者の電話番号が把握できる場合はその電話番号等、特定保健指導については国が示す特定保健指導支援計画及び実施報告書の内容等）の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

4 特定保健指導においては、第2項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、委託者の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は委託者のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第8条 委託者は、受託者若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受領した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受領した日がその月の6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、委託者と代行機関との間で定める日に、受託者若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 委託者及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（受託者若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（受託者若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、委託者から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、委託者の責任・負担とし、委託者は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、委託者から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、委託者は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、委託者は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者及び実施機関は、委託者が受託者に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受託者あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第11条 受託者及び実施機関は、委託者が受託者に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、委託者及び受託者に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は委託者及び受託者と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、受託者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 受託者および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び委託者において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、受託者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 委託者は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受託者及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、委託者が必要と認めるときは、受託者に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 委託者から前項の照会があった場合、受託者は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 委託者又は受託者は、委託者又は受託者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、委託者は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受託者及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより委託者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 16 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、委託者・受託者誠意を持って協議の上決定するものとする。

委託者及び受託者は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

委託者

桜井市ほか__市町村
代表市町村 桜井市
奈良県桜井市大字粟殿 4 3 2 - 1
桜井市長 松井 正剛

受託者

一般社団法人奈良県医師会
奈良県橿原市内膳町 5 - 5 - 8
会 長 安東 範明

健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) (問診)		
		自覚症状及び他覚症状の検査 (理学的検査(視診、聴打診、腹部触診等))		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲※1	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール※2			
	肝機能検査	GOT		
		GPT		
		γ-GTP		
	血糖検査	空腹時血糖もしくは随時血糖※3		
		ヘモグロビン A1c		
	尿検査※4	糖		
		蛋白		
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤血球数	
			血色素量	
ヘマトクリット値				
心電図検査				
眼底検査				
保険者独自の追加健診項目	血清クレアチニン及び eGFR			
	貧血検査 ※医師の判断によるものを除く	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査 ※医師の判断によるものを除く			
	血清クレアチニン及び eGFR ※医師の判断によるものを除く			
	血清尿酸検査			
随時血糖 ◇食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を含む				
特定保健指導	動機付け支援 (動機付け支援相当)	I 初回面接 ① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上) II 実績評価 3ヶ月(以上)後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施		
	積極的支援	初回面接の形態	①個別面接1回(20分以上) 又は ②グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)	
3ヶ月以上		実施ポイント数	180ポイント(以上)	

	の継続的な支援		支援A(積極的関与)及び支援B(励まし)によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は、支援A(最低160ポイント以上)と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施する。 (下記に具体例を示す。) 〔具体例〕 ① 個別A(10分)1回、電話A(10分)2回、E-mailA 2往復 ② 個別A(20分)2回、電話B(5分)1回、E-mailB 2往復 ③ 個別A(10分)1回、電話A(20分)2回、電話B(5分)1回、E-mailB 2往復 ④ 電話A(20分)2回、電話B(5分)1回、E-mailA 1往復、E-mailB 2往復、(個別A(20分)はグループ(80分)でも実施可)
		主な実施形態	
		終了時評価の形態	3ヶ月(以上)後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

- ※1 腹囲計測については、原則として受診者全員に対して実施する。
- ※2 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えてNon-HDL コレステロール(総コレステロールからHDL コレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。ただし、基本的な健診の項目の委託費用は別紙内訳書のとおりとする。
- ※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。(ただし、保険者独自の追加健診として心電図検査、貧血検査を実施する場合で、受診者本人が拒否する場合はこの限りでない。)実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合委託者から受託者に委託費用は支払われない)。
- ※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※6 実施機関は受診者に結果説明を行うものとする(受診者が、実施機関による実施結果の説明を不要とした場合を除く)。なお、受診者への特定健康診査の結果通知(結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報提供を含む。)は委託内容には含めない。
- ※7 実施方法については、奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアルの内容を参考とする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

受託者及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受託者及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受託者及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受託者及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

受託者及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、受託者及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

受託者及び実施機関は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業

務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

受託者及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

受託者及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。